

【別紙】電気需給約款（取次）特別高圧 新旧対照表
小売電気事業者：九州電力株式会社

（色付き部分が変更箇所）

※主な変更点を記載しております

旧	新
I 総 則	I 総 則
2 電気需給約款の変更等	2 電気需給約款の変更等
<p>(1) 一般送配電事業者が定める託送供給等約款その他の供給条件（以下「託送供給等約款等」といいます。）が改定された場合、法令、条例または規則等が改正された場合、本小売電気事業者の定める取次ぎ供給条件若しくは取次ぎ契約条件（以下「本小売電気事業者の取次ぎ供給条件等」といいます。）が改定された場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、本約款を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめ効力発生時期を定めて変更後の本約款の内容およびその効力発生時期を書面、インターネットの利用その他の当社が適切と考える方法（以下「当社が適切と考える方法」といいます。）により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、契約期間中であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の本約款によります。</p>	<p>(1) 一般送配電事業者または電気事業法第 2 条第 1 項第 11 号の 3 に定める配電事業者（以下総称して「一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款その他の供給条件（以下「託送供給等約款等」といいます。）が改定された場合、法令、条例または規則等が改正された場合、市場環境を含む電力調達環境の変動または経済情勢の変更が生じた場合、本小売電気事業者の定める取次ぎ供給条件もしくは取次ぎ契約条件（以下「本小売電気事業者の取次ぎ供給条件等」といいます。）が改定された場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、本約款を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめ効力発生時期を定めて変更後の本約款の内容およびその効力発生時期を書面、インターネットの利用その他の当社が適切と考える方法（以下「当社が適切と考える方法」といいます。）により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、需給契約期間中であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の本約款によります。</p>
3 定義	3 定義
(3) 一般送配電事業者	(3) 一般送配電事業者 等
<p>お客さまの需要場所を供給区域とする電気事業法第 2 条第 1 項第 9 号に定める一般送配電事業者をいいます。</p>	<p>お客さまの需要場所を供給区域とする電気事業法第 2 条第 1 項第 9 号に定める一般送配電事業者等をいいます。</p>
(4) 託送供給等約款	(4) 託送供給等約款

<p>接続供給契約の内容を規定する一般送配電事業者の約款で、電気事業法第 18 条第 1 項に基づき経済産業大臣より認可を受けたものをいいます。</p>	<p>接続供給契約の内容を規定する一般送配電事業者等の約款で、電気事業法第 18 条第 1 項または同法第 27 条の 12 の 11に基づき経済産業大臣より認可を受けたものをいいます。</p>
<p>(13) 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p>	<p>(13) 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p>
<p>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)第 36 条第 1 項に定める賦課金をいい、別紙 2に定めるところによります。</p>	<p>電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)第 36 条第 1 項に定める賦課金をいい、別表 2に定めるところによります。</p>
<p>(26) 燃料費等調整額</p>	<p>(26) 燃料費等調整額</p>
<p>燃料費の変動を電気料金に反映させるための制度および離島に対する電気の供給を本土なみの料金水準で行うための制度として、火力燃料費にかかる変動を電気料金に反映させるための制度に基づいて別紙 1(燃料費等調整額)に記載の方法により算出された額をいいます。</p>	<p>燃料費の変動を電気料金に反映させるための制度および離島に対する電気の供給を本土なみの料金水準で行うための制度として、火力燃料費にかかる変動を電気料金に反映させるための制度に基づいて別表 1(燃料費等調整)に記載の方法により算出された額をいいます。</p>
<p>II 契約の締結</p>	<p>II 契約の締結</p>
<p>6 需給契約の申込み・成立</p>	<p>6 需給契約の申込み・成立</p>
<p>(4) 需給契約は、当社が、お客さまからの本条第 1 項の申込みを承諾したときに、需給契約書および本約款の定めに従い、当社とお客さまとの間に成立します。</p>	<p>(4) 需給契約は、当社が、お客さまからの本条第 1 項の申込みを承諾したときに、需給契約書および本約款の定めに従い、当社とお客さまとの間に成立します。なお、特段の定めがない限り、当該成立日(以下「契約年月日」といいます。)は供給開始日とします。</p>
<p>9 供給の開始</p>	<p>9 供給の開始</p>
<p>(1) 当社は、6(需給契約の申込み・成立)に定める承諾をしようとするときは、お客さま、一般送配電事業者および本小売電気事業者と協議のうえ需給開始日を定め、本小売電気事業者は、需給開始日から、需給契約に基づく電気の供給を開始します。当社は、天候、用地交渉または停電交渉等の事情によるやむをえない理由により、あらかじめ定めた供給開始日に本小売電気事業者から電気を供給できないことが明らかになった場合には、あらためてお客さま、本小売電気事業者および一般送配電事業者と協議のうえ、需給開始日を定めて本小売電気事業者から電気を供給いたします。</p>	<p>(1) 当社は、6(需給契約の申込み・成立)に定める承諾をしようとするときは、お客さま、一般送配電事業者等および本小売電気事業者と協議のうえ供給開始日を定め、本小売電気事業者は、供給開始日から、需給契約に基づく電気の供給を開始します。当社は、天候、用地交渉または停電交渉等の事情によるやむをえない理由により、あらかじめ定めた供給開始日に本小売電気事業者から電気を供給できないことが明らかになった場合には、あらためてお客さま、本小売電気事業者および一般送配電事業者等と協議のうえ、供給開始日を定めて本小売電気事業者から電気を供給いたします。</p>

<p>(2) 当社は、6(需給契約の申込み・成立)(6)に基づきお客さまが無契約状態の始期より当社と契約していたとすることを選択された場合、当該無契約状態の始期の日を需給開始日とすることとします。</p>	<p>(2) 当社は、6(需給契約の申込み・成立)(6)に基づきお客さまが無契約状態の始期より当社と契約していたとすることを選択された場合、当該無契約状態の始期の日を供給開始日とすることとします。</p>
<p>Ⅲ 契約種別および料金</p>	<p>Ⅲ 契約種別および料金</p>
<p>12 電気料金</p>	<p>12 電気料金</p>
<p>(1) 契約種別を問わず、料金は、本条(1)イに定める基本料金、ロに定める電力量料金および別紙2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、予備電力の場合を除き、本条(1)ハによって力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別紙1(燃料費等調整額)によって算定された燃料費等調整額を加算または減算したものといたします。</p>	<p>(1) 契約種別を問わず、料金は、本条(1)イに定める基本料金、ロに定める電力量料金および別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。本条(1)イに定める基本料金、ロに定める電力量料金には供給区域ごとの一般送配電事業者等が託送供給等約款に定める託送料金を含みます。ただし、基本料金は、予備電力の場合を除き、本条(1)ハによって力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表1(燃料費等調整額)によって算定された燃料費等調整額を加算または減算したものといたします。</p>
<p>Ⅳ 料金の算定および支払い</p>	<p>Ⅳ 料金の算定および支払い</p>
<p>14 使用電力量の計量および検針</p>	<p>14 使用電力量の計量および検針</p>
<p>(3) 第1項の電力量計の検針日は、一般送配電事業者が、以下の各号に定めるところにより、実際に検針を行った日または検針を行ったものとされる日をいいます。ただし、次条(料金の算定および算定期間)(2)に基づき当社がお客さまに計量日を通知した場合、検針は行われません。</p>	<p>(3) 第1項の電力量計の計量日は、一般送配電事業者等が、以下の各号に定めるところにより、実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日をいいます。ただし、次条(料金の算定および算定期間)(2)に基づき当社がお客さまに計量日を通知した場合、検針は行われません。</p>
<p>ハ 一般送配電事業者は、お客さまへの電気の供給開始日から、あらかじめ定めた検針日までの期間が短い場合、本条(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行わないことがあります。この場合、供給開始日の直後の、あらかじめ定めた日に検針を行ったものとみなされる場合があります。</p>	<p>ハ 一般送配電事業者等は、お客さまへの電気の供給開始日から、あらかじめ定めた計量日までの期間が短い場合、本条(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行わないことがあります。この場合、供給開始日の直後の、あらかじめ定めた日に検針を行ったものとみなされる場合があります。</p>
<p>ニ 一般送配電事業者は、前号に掲げる場合を除くほか、非常変災等特別の事情がある場合、第1号にかかわらず、各月ごとに検針を行わないことがあります。この場合でも、検針を</p>	<p>ニ 一般送配電事業者等は、前号に掲げる場合を除くほか、非常変災等特別の事情がある場合、(3)イにかかわらず、各月ごとに検針を行わないことがあります。この場合でも、検針</p>

<p>行わない月については、一般送配電事業者があらかじめ定めた日に検針を行ったものとみなされます。</p>	<p>を行わない月については、一般送配電事業者等があらかじめ定めた日に検針を行なったものとみなされます。</p>
<p>15 料金の算定および算定期間</p>	<p>15 料金の算定および算定期間</p>
	<p>(2) 前項にかかわらず、当社があらかじめお客さまに電力量が計量計に記録される日(以下「計量日」といいます。)をお知らせした場合、「1 月」とは、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間(以下「計量期間」といいます。)とします。ただし、お客さまへの電気の供給を開始した月の計量期間は、供給開始日から直後の計量日の前日までの期間とし、需給契約が終了した場合の計量期間は、直前の計量日から終了日の前日までの期間とします。</p>
<p>(2) 料金は、需給契約書に定める契約種別毎の料金を適用して算定いたします。</p>	<p>(3) 料金は、需給契約書に定める契約種別毎の料金を適用して算定いたします。</p>
<p>17 料金の支払義務および支払期日</p>	<p>17 料金の支払義務および支払期日</p>
<p>(4) 支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日(以下「休日」といいます。)に該当する場合において、当社は支払期日を前日以前の日曜日または休日ではない日といたします。</p>	<p>(4) 支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日(以下「休日」といいます。)に該当する場合において、当社は支払期日を前日以前の日曜日または休日ではない日といたします。また、次条(料金その他の費用の支払方法)(1)イの方法により料金を支払われる場合は、料金収納代行会社の指定する日とします。</p>
<p>(5) 当社は、契約期間中、需給契約に基づくお客さまの料金、当該料金以外の工事費負担金その他の費用(以下単に「工事費負担金その他の費用」といいます。)にかかる債権を、需給契約書記載の譲受人(以下「譲受人」といいます。)に対して包括的に譲渡することができます。この場合、お客さまは当該料金債権および工事費負担金その他の費用にかかる債権(以下あわせて「譲渡対象債権」といいます。)の譲渡について、あらかじめ異議を留めず承諾するものとします。</p>	<p>(5) 当社は、需給契約期間中、需給契約に基づくお客さまの料金、当該料金以外の工事費負担金その他の費用(以下単に「工事費負担金その他の費用」といいます。)にかかる債権を、需給契約書記載の譲受人(以下「譲受人」といいます。)に対して包括的に譲渡することができます。この場合、お客さまは当該料金債権および工事費負担金その他の費用にかかる債権(以下あわせて「譲渡対象債権」といいます。)の譲渡について、あらかじめ異議を留めず承諾するものとします。かかる譲渡後の譲渡対象債権の取り扱いの詳細は、本約款に定めのある事項のほか、譲受人の契約約款等に定めるところによります。</p>
<p>18 料金その他の費用の支払方法</p>	<p>18 料金その他の費用の支払方法</p>

<p>(7) 当社は、(1)および(5)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権回収会社(以下「債権回収会社」といいます。)が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込む方法により支払っていただくことがあります。この場合、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものとします。</p>	<p>(7) 当社は、(1)、(4)および(5)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権回収会社(以下「債権回収会社」といいます。)が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込む方法により支払っていただくことがあります。この場合、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものとします。</p>
<p>V 使用および供給</p>	<p>V 使用および供給</p>
<p>24 お客様の協力</p>	<p>24 お客様の協力</p>
<p>(5) お客様の電気工作物の使用</p>	<p>(5) お客様の電気工作物の使用</p>
<p>ハ お客様の負担でお客様が施設した、地中引込線の施設上必要な以下の各号の付帯設備</p>	<p>ハ お客様の負担でお客様が施設した、地中引込線の施設上必要な以下の各号の付帯設備</p>
	<p>(ハ) その他(イ)または(ロ)に準ずる設備</p>
<p>VI 契約の期間、変更および終了</p>	<p>VI 契約の期間、変更および終了</p>
<p>32 契約期間</p>	<p>32 契約期間</p>
<p>イ 契約期間は、需給開始日から 1 年目の日までとします。ただし、お客様と当社が別途合意する場合は、別途合意する期間とします。</p>	<p>イ 契約期間は、供給開始日から 1 年目の日までとします。ただし、お客様と当社が別途合意する場合は、別途合意する期間とします。</p>
<p>34 需給契約の終了</p>	<p>34 需給契約の終了</p>
<p>(1) お客様が本約款に基づく電気の使用を終了しようとされる場合は、終了希望日の 3 ヶ月前までに、当社に通知していただきます。ただし、契約電力が 500kW 未満のお客様が当社に通知をせず、他の小売電気事業者に需給契約の申込みを行ったことによって、電力広域的運営推進機関から本小売電気事業者に終了期日の通知がなされた場合、当該通知をもってお客様の終了通知として取扱います。当社は、原則として、お客様から通知された終了希望日(ただし、終了希望日が当社に通知した日から 3 ヶ月内である場合)あつては、当社への終了通知の日から 3 ヶ月目の日とします。)または、契約電力が 500kW 未満のお客様にあつては、電力広域的運営推進機関から本小売電気事業者に通知がされた終了期日に、一般送配電事業者の供給設備またはお客様の電気設備において、需給を終</p>	<p>(1) お客様が本約款に基づく電気の使用を終了しようとされる場合は、終了希望日の 3 ヶ月前までに、当社に通知していただきます。ただし、契約電力が 500 キロワット未満のお客様が当社に通知をせず、他の小売電気事業者に需給契約の申込みを行なつたことによって、電力広域的運営推進機関から本小売電気事業者に終了期日の通知がなされた場合、当該通知をもってお客様の終了通知として取り扱います。当社は、原則として、お客様から通知された終了希望日(ただし、終了希望日が当社に通知した日から 3 ヶ月内である場合)あつては、当社への終了通知の日から 3 ヶ月目の日とします。)または、契約電力が 500 キロワット未満のお客様にあつては、電力広域的運営推進機関から本小売電気事業者に通知がされた終了期日に、一般送配電事業者等の供給設備またはお客様の電気設備に</p>

<p>了させるための適当な処置を行ないます。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をさせていただきます。</p>	<p>において、需給を終了させるための適当な処置を行います。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をさせていただきます。</p>
<p>(2) 需給契約は、36(解除等)の場合および当社、本小売電気事業者または一般送配電事業者の責めとならない理由により需給を終了させるための処置ができない場合を除き、お客さまが当社に通知された終了希望日(ただし、終了希望日が当社に通知した日から3ヶ月内である場合にあっては、当社への終了通知の日から3ヶ月目の日とします。)または、契約電力が500kW未満のお客さまにあっては、電力広域的運営推進機関から本小売電気事業者へ通知がされた終了期日に終了いたします。</p>	<p>(2) 需給契約は、36(解除等)の場合および当社、本小売電気事業者または一般送配電事業者等の責めとならない理由により需給を終了させるための処置ができない場合を除き、お客さまが当社に通知された終了希望日(ただし、終了希望日が当社に通知した日から3ヶ月内である場合にあっては、当社への終了通知の日から3ヶ月目の日とします。)または、契約電力が500キロワット未満のお客さまにあっては、電力広域的運営推進機関から本小売電気事業者へ通知がされた終了期日に終了いたします。</p>
<p>35 需給開始後の需給契約の終了または変更にともなう料金および工事費の精算</p>	<p>35 需給開始後の需給契約の終了または変更に伴う料金および工事費の清算</p>
<p>イ 契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで需給契約を終了しようとする場合</p>	<p>イ 契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで需給契約を終了しようとする場合</p>
<p>(イ) 当社は、お客さまが契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで需給契約を終了しようとする場合、託送供給等約款等に基づき本小売電気事業者に発生する終了に伴う実費相当額に20%を割り増したものを精算金として申し受けます。なお、精算金は、16(日割計算)に準じて日割計算をいたします。</p>	<p>(イ) 当社は、お客さまが契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで需給契約を終了しようとする場合、託送供給等約款等に基づき本小売電気事業者に発生する終了に伴う実費相当額に20%を割り増したものを清算金として申し受けます。なお、清算金は、16(日割計算)に準じて日割計算をいたします。</p>
<p>(ロ) 当社は、お客さまが契約電力を新たに設定されたことに伴い一般送配電事業者により新たに施設された供給設備について、43(供給設備の工事費負担金)(2)に定める臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。ただし、お客さまがその供給設備を引き続き同一の使用形態で利用され、利用されてからの期間が1年以上になる場合には、その供給設備のうち1年以上利用される契約電力に見合う部分については、工事費を精算いたしません。</p>	<p>(ロ) 当社は、お客さまが契約電力を新たに設定されたことに伴い一般送配電事業者等により新たに施設された供給設備について、43(供給設備の工事費負担金)(2)に定める臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。ただし、お客さまがその供給設備を引き続き同一の使用形態で利用され、利用されてからの期間が1年以上になる場合には、その供給設備のうち1年以上利用される契約電力に見合う部分については、工事費を清算いたしません。</p>
<p>ロ 契約電力を増加された日以降1年に満たないで需給契約を終了しようとする場合</p>	<p>ロ 契約電力を増加された日以降1年に満たないで需給契約を終了しようとする場合</p>
<p>(イ) 当社は、お客さまが契約電力を増加された日以降1年に満たないで需給契約を終了しようとする場合、託送供給等約款等に基づき本小売電気事業者に発生する終了に伴う実費相当額に20%を割り増したものを精算金として申し受けます。ただし、契約電力を増加された後、1年に満たないで需給契約を終了しようとする場合であっても、契約期間満了によ</p>	<p>(イ) 当社は、お客さまが契約電力を増加された日以降1年に満たないで需給契約を終了しようとする場合、託送供給等約款等に基づき本小売電気事業者に発生する終了に伴う実費相当額に20%を割り増したものを清算金として申し受けます。ただし、契約電力を増加された後、1年に満たないで需給契約を終了しようとする場合であっても、契約期間満了によ</p>

<p>る終了の場合には精算金を申し受けません。なお、精算金は、16(日割計算)に準じて日割計算をいたします。</p>	<p>る終了の場合には清算金を申し受けません。なお、清算金は、16(日割計算)に準じて日割計算をいたします。</p>
<p>(ロ) 当社は、お客さまが契約電力を増加されたことに伴い一般送配電事業者により新たに施設した供給設備について、43(供給設備の工事費負担金)(2)に定める臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。ただし、お客さまがその供給設備を引き続き同一の使用形態で利用され、利用されてからの期間が1年以上になる場合には、その供給設備のうち1年以上利用される契約電力に見合う部分については、工事費を精算いたしません。</p>	<p>(ロ) 当社は、お客さまが契約電力を増加されたことに伴い一般送配電事業者等により新たに施設した供給設備について、43(供給設備の工事費負担金)(2)に定める臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。ただし、お客さまがその供給設備を引き続き同一の使用形態で利用され、利用されてからの期間が1年以上になる場合には、その供給設備のうち1年以上利用される契約電力に見合う部分については、工事費を清算いたしません。</p>
<p>36 解除等</p>	<p>36 解除等</p>
<p>(3) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて需給契約を解除することがあります。当該解除によって、お客さまは当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済していただきます。なお、この場合には、解除の15日前までに予告いたします。</p>	<p>(3) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて需給契約を解除することがあります。当該解除によって、お客さまは当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済していただきます。なお、この場合には、解除の15日前までに予告いたします。</p>
<p>ロ お客さまが他の需給契約(既に終了しているものを含みます。)の料金を支払期日をさらに15日経過してなお支払わない場合</p>	<p>ロ お客さまが他の需給契約(既に終了しているものを含みます。)の料金の全額を支払期日をさらに15日経過してなお支払わない場合</p>
<p>ハ 本約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務(延滞利息、保証金、契約超過金、違約金、工事費負担金その他本約款から生ずる金銭債務をいいます。)を支払わない場合</p>	<p>ハ 本約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務(延滞利息、保証金、契約超過金、違約金、工事費負担金その他本約款から生ずる金銭債務をいいます。)の全額を支払わない場合</p>
<p>ホ 譲渡対象債権が譲受人に譲渡された場合において、お客さまが譲受人に対して譲渡対象債権を譲受人が定める支払期日に支払わず、さらに15日間経過してなお支払わない場合</p>	<p>ホ 譲渡対象債権が譲受人に譲渡された場合において、お客さまが譲受人に対して譲渡対象債権を譲受人が定める支払期日に支払わず、さらに15日間経過してなお料金の全額を支払わない場合</p>
<p>へ 49(その他)(1)に定めるお客さまとの協議が全く整わなかった場合</p>	<p>へ 49(その他)(1)に定めるお客さまとの協議が整わなかった場合</p>
<p>(4) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて何らの催告を要せず需給契約を解除することができるものといたします。当該解除によって、お客さまは当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額</p>	<p>(4) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて何らの催告を要せず需給契約を解除することができるものといたします。当該解除によって、お客さまは当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額</p>

<p>を一括弁済していただきます。なお、この場合、当社は解除日の 15 日前までにお客さまに通知いたします。</p>	<p>を一括弁済していただきます。なお、この場合、当社は解除日の 15 日前までにお客さまに通知いたします。</p>
<p>ハ 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てがあったとき、または清算もしくは私的整理に入ったとき</p>	<p>ハ 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てがあったもしくはしようとしたとき、または清算もしくは私的整理に入ったもしくはしようとしたとき</p>
<p>38 当社と本小売電気事業者との契約終了に伴う契約変更等</p>	<p>38 当社と本小売電気事業者との契約終了に伴う契約変更等</p>
<p>当社と本小売電気事業者との取次ぎ業務委託契約が解除その他の理由により終了した場合、何らの行為を要することなく、直ちに、当社から電気の供給を受けることに変更となります。この場合、当社は、2(電気需給約款の変更等)の手続きに従うものとします。ただし、当社と本小売電気事業者との協議に基づき、当社が指定する小売電気事業者から電気の供給を受けることに変更となる場合、または本小売電気事業者もしくは当社が指定する小売電気事業者が需給契約の主体となり、この需給契約の主体から電気の供給を受けることに変更となる場合があります。この場合、当社は、あらかじめその旨とその他必要な事項を当社が指定する小売電気事業者または本小売電気事業者に代わり、お客さまに当社が適切と考える方法により通知するものとし、この変更が生じた後、当社が指定する小売電気事業者または本小売電気事業者は、遅滞なくその旨とその他必要な事項をお客さまに書面により通知するものとします。</p>	<p>当社と本小売電気事業者との取次ぎ業務委託契約が解除その他の理由により終了した場合、何らの行為を要することなく、直ちに、当社から電気の供給を受けることに変更となります。この場合、当社は、2(電気需給約款の変更等)の手続きに従うものとします。ただし、当社と本小売電気事業者との協議に基づき、当社が指定する小売電気事業者から電気の供給を受けることに変更となる場合、または本小売電気事業者もしくは当社が指定する小売電気事業者が需給契約の主体となり、この需給契約の主体から電気の供給を受けることに変更となる場合があります。この場合、当社は、あらかじめその旨とその他必要な事項を当社が指定する小売電気事業者または本小売電気事業者に代わり、お客さまに当社が適切と考える方法により通知するものとし、この変更が生じた後、当社が指定する小売電気事業者または本小売電気事業者は、遅滞なくその旨とその他必要な事項をお客さまに当社が適切と考える方法により通知するものとします。</p>
<p>VIII 工事費の負担</p>	<p>VIII 工事費の負担</p>
<p>44 工事費負担金の申受けおよび精算</p>	<p>44 工事費負担金の申受けおよび清算</p>
<p>(2) 当社は、設計の変更、材料単価の変動その他特別の事情によって工事費負担金に著しい差異が生じた場合は、工事完成後すみやかに精算するものといたします。ただし、一般送配電事業者の託送供給等約款等に基づき、精算が発生しない場合は精算いたしません。</p>	<p>(2) 当社は、設計の変更、材料単価の変動その他特別の事情によって工事費負担金に著しい差異が生じた場合は、工事完成後すみやかに清算するものといたします。ただし、一般送配電事業者等の託送供給等約款等に基づき、清算が発生しない場合は清算いたしません。</p>
<p>IX その他</p>	<p>IX その他</p>
<p>49 その他</p>	<p>49 その他</p>

<p>(1) 制度および市場環境の変化について</p> <p>一般送配電事業者の託送供給等約款等の改定または本小売電気事業者の取次ぎ供給条件等の改定により、当社が料金の改定が必要とみとめた場合は、当社は、お客さまとその改定について協議の上、料金の改定ができるものとします。</p>	<p>(1) 制度および市場環境の変化について</p> <p>一般送配電事業者等の託送供給等約款等が改定された場合(託送供給等約款に定める接続送電サービス料金等の料金に変更された場合を含むがこれに限られない。)、法令・条例・規則などが改正された場合、市場環境を含む電力調達環境の変動または経済情勢の変更が生じた場合、その他当社が料金の改定が必要と認めた場合は、当社は、料金の改定ができるものとします。この場合、当社は、あらかじめ変更後の料金およびその効力発生時期を当社が適切と考える方法により周知することとします。ただし、13(適用される基本料金および電力量料金)(1)に定める合意単価プランをご契約のお客さまについては、一般送配電事業者等の託送供給等約款が変更され、当該約款に定める接続送電サービス料金等の料金に変更された場合には、当社は、それに応じて、基本料金及び電力量料金を変更することができるものとし、その他の上記の事由が生じた場合には、お客さまと上記の改定について協議のうえ、料金の改定ができるものとします。</p>
<p>(3) 信用情報の提供について</p> <p>お客さまが本約款によって支払いを要することとなった料金その他の債務について当社の定める期日を経過してなお支払われない場合には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を本小売電気事業者その他の小売電気事業者等へ当社が通知することがあります。</p>	<p>(3) 信用情報の提供について</p> <p>お客さまが本約款によって支払いを要することとなった料金その他の債務について当社の定める期日を経過してなお支払われない場合には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者等へ当社または本小売電気事業者が通知することがあります。</p>
	<p>(4) 電力使用に伴う注意喚起</p>
	<p>お客さまは、当社の供給期間中のいずれの電力使用においても、お客さまおよび一般送配電事業者等の設備破損等の損害や火災が発生しないよう留意してご使用いただきます。</p>
<p>別紙 1 (燃料費等調整額)</p>	<p>別表 1 (燃料費等調整額)</p>
	<p>当社は、各平均燃料価格算定期間、各平均市場価格算定期間および各離島平均燃料価格算定期間における燃料費等調整単価は、請求書にて通知いたします。</p> <p>また、当社は、当社が燃料費等調整の算定方法が不適当になったと認める場合又は電源構成や調達条件の変更に伴い、適宜、燃料費等調整について見直しを行うことがあります。</p> <p>別表 1 に定める基準単価は消費税等相当額を含みます。</p>

<p>1. 燃料費等調整額の算定</p>	<p>1. 燃料費等調整額の算定</p>			
<p>当社は、以下の基準にて原油・液化天然ガス・石炭の貿易統計の輸入品の数量および価額の値を算定した原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格により、燃料費調整単価および離島ユニバーサル調整単価を算定いたします。燃料費等調整額は、当該需要場所の1月の使用電力量に燃料費調整単価および離島ユニバーサル調整単価を適用し算定いたします。</p>				
<p>(1)平均燃料価格</p>	<p>(1)平均燃料価格</p>			
<p>原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。 なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。</p>	<p>原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。 なお、平均燃料価格の単位は、100 円とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。</p>			
<p>平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$</p>	<p>平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$</p>			
<p>A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格 C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格 α、β、γ = 別表に定める係数</p>	<p>A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格 C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格</p>			
<p>なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。</p>	<p>なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。</p>			
	<p>α、β および γ の値は以下のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="1153 1193 2172 1244"> <tr> <td>$\alpha =$ 0.0028</td> <td>$\beta =$ 0.1819</td> <td>$\gamma =$ 1.0863</td> </tr> </table>	$\alpha =$ 0.0028	$\beta =$ 0.1819	$\gamma =$ 1.0863
$\alpha =$ 0.0028	$\beta =$ 0.1819	$\gamma =$ 1.0863		
	<p>(2) 平均市場価格</p>			
	<p>1キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格に基づき、以下の算式によって算定された値とします。ただし、これによりがたい場合は、調整の基準となる市場価格等にもとづき、当社が決定した値といたします。</p>			

	<p>なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。</p>		
	<p>平均市場価格 = $D \times \delta 1 + E \times \delta 2$</p>		
	<p>D = 各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の単純平均価格 E = 各平均市場価格算定期間における毎日午前 6 時から午後 6 時までの時間におけるスポット市場価格の単純平均価格</p>		
	<p>なお、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の単純平均価格および各平均市場価格算定期間における毎日午前 6 時から午後 6 時までの時間におけるスポット市場価格の単純平均価格の各単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。</p>		
	<p>$\delta 1$ および $\delta 2$ の値は以下のとおりとします。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">$\delta 1 = 0.4627$</td> <td style="text-align: center;">$\delta 2 = 0.5373$</td> </tr> </table>	$\delta 1 = 0.4627$	$\delta 2 = 0.5373$
$\delta 1 = 0.4627$	$\delta 2 = 0.5373$		
<p>(2) 燃料費調整単価および離島ユニバーサル調整単価</p>	<p>(3) 離島平均燃料価格(離島ユニバーサルサービス調整)</p>		
<p>燃料費調整単価および離島ユニバーサル調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。</p> <p>なお、燃料費調整単価および離島ユニバーサル調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。</p> <p>なお、燃料価格Xは別表に定めるものとします。</p>	<p>原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。</p> <p>なお、離島平均燃料価格の単位は、100 円とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。</p>		
<p>(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格X円を下回る場合</p> <p>燃料費調整および離島ユニバーサル調整単価単価 = $(X - \text{平均燃料価格}) \times 2$ の基準単価 / 1,000</p>			
<p>(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準単価X円を上回る場合</p> <p>燃料費調整単価および離島ユニバーサル調整単価 = $(\text{平均燃料価格} - X) \times 2$ の基準単価 / 1,000</p>			
	<p>離島平均燃料価格 = $A \times \alpha$</p>		

	<p>A=各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格</p> <p>なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。また 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 119,000 円を上回る場合、離島平均燃料価格は、119,000 円といたします。</p>
	<p>α の値は以下のとおりとします。</p> <p>α = 1.0000</p>
	<p>(4) 燃料費等調整単価の算定</p>
	<p>燃料費等調整単価は、燃料費調整単価、市場調整単価、及び離島ユニバーサルサービス調整単価によって算定いたします。</p> <p>なお、各単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。</p>
	<p>燃料費等調整単価 = 燃料費調整単価 + 市場調整単価 + 離島ユニバーサルサービス調整単価</p>
	<p>燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 基準燃料価格) × 基準燃料単価 ÷ 1,000</p>
	<p>市場調整単価 = (平均市場価格 - 基準市場価格) × 基準市場単価</p>
	<p>離島ユニバーサルサービス調整単価</p> <p>= (離島平均燃料価格 - 離島基準価格) × 離島基準単価 ÷ 1,000</p>
	<p>基準燃料価格、基準市場価格および離島基準価格は以下のとおりとします。</p> <p>基準燃料価格：46,100 円</p> <p>基準市場価格：8 円 22 銭</p> <p>離島基準価格：79,300 円</p>
	<p>基準燃料単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、以下のとおりとします。</p> <p>1 キロワット時につき：9 銭 6 厘</p>

基準市場単価は、平均市場価格が 1 円変動した場合の値とし、以下のとおりとします。
 1 キロワット時につき : 27 銭 8 厘

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、以下のとおりとします。
 1 キロワット時につき : 3 厘

(3) 燃料費調整単価および離島ユニバーサル調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価および離島ユニバーサル調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する適用期間に使用される電気に対し以下のとおり適用します。

(5) 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格、各平均市場価格算定期間の平均市場価格および各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間、平均市場価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。
 なお、各平均燃料価格算定期間、各平均市場価格算定期間および各離島平均燃料価格算定期間に対応する各燃料費等調整単価適用期間は、以下のとおりとします。

平均燃料価格算定期間	適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月末日までの期間	その年の請求対象月「6 月」の期間
毎年 2 月 1 日から 4 月末日までの期間	その年の請求対象月「7 月」の期間
毎年 3 月 1 日から 5 月末日までの期間	その年の請求対象月「8 月」の期間
毎年 4 月 1 日から 6 月末日までの期間	その年の請求対象月「9 月」の期間
毎年 5 月 1 日から 7 月末日までの期間	その年の請求対象月「10 月」の期間
毎年 6 月 1 日から 8 月末日までの期間	その年の請求対象月「11 月」の期間

平均燃料価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月末日までの期間	毎年 3 月 21 日から 4 月 20 日までの期間	その年の請求対象月「6 月」 の期間
毎年 2 月 1 日から 4 月末日までの期間	毎年 4 月 21 日から 5 月 20 日までの期間	その年の請求対象月「7 月」 の期間
毎年 3 月 1 日から 5 月末日までの期間	毎年 5 月 21 日から 6 月 20 日までの期間	その年の請求対象月「8 月」 の期間
毎年 4 月 1 日から 6 月末日までの期間	毎年 6 月 21 日から 7 月 20 日までの期間	その年の請求対象月「9 月」 の期間
毎年 5 月 1 日から 7 月末日までの期間	毎年 7 月 21 日から 8 月 20 日までの期間	その年の請求対象月「10 月」 の期間
毎年 6 月 1 日から 8 月末日までの期間	毎年 8 月 21 日から 9 月 20 日までの期間	その年の請求対象月「11 月」 の期間

毎年7月1日から 9月末日までの期間	その年の請求対象月「12月」の期間	毎年7月1日から 9月末日までの期間	毎年9月21日から 10月20日までの期間	その年の請求対象月「12月」の期間
毎年8月1日から 10月末日までの期間	翌年の請求対象月「1月」の期間	毎年8月1日から 10月末日までの期間	毎年10月21日から 11月20日までの期間	翌年の請求対象月「1月」の期間
毎年9月1日から 11月末日までの期間	翌年の請求対象月「2月」の期間	毎年9月1日から 11月末日までの期間	毎年11月21日から 12月20日までの期間	翌年の請求対象月「2月」の期間
毎年10月1日から 12月末日までの期間	翌年の請求対象月「3月」の期間	毎年10月1日から 12月末日までの期間	毎年12月21日から 翌年の1月20日までの期間	翌年の請求対象月「3月」の期間
毎年11月1日から 翌年の1月末日までの期間	翌年の請求対象月「4月」の期間	毎年11月1日から翌年の 1月末日までの期間	翌年の1月21日から 2月20日までの期間	翌年の請求対象月「4月」の期間
毎年12月1日から 翌年の2月末日までの期間	翌年の請求対象月「5月」の期間	毎年12月1日から翌年の 2月末日までの期間	翌年の2月21日から 3月20日までの期間	翌年の請求対象月「5月」の期間

2. 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、別表に定めるものとします。

3. 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その月の使用電力量に 1.(2)によって算定された燃料費調整単価および離島ユニバーサル調整単価を適用して、各一般送配電事業者の供給区域に応じて、以下の算式により算定される金額とします。

九州電力送配電株式会社

燃料費等調整額 = 使用電力量 × (燃料費調整単価 + 離島ユニバーサルサービス調整単価)

4. 燃料費調整単価および離島ユニバーサル調整単価の通知

当社は、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および算定された燃料費調整単価および離島ユニバーサル調整単価を通知いたします。

5. 燃料費調整および離島ユニバーサル調整の見直し

当社は、当社が燃料費調整および離島ユニバーサル調整の算定方法が不適当になったと認める場合又は電源構成や調達条件の変更に伴い、適宜、燃料費調整および離島ユニバーサル調整について見直しを行うことがあります。

別表：燃料費調整単価算出係数等

お客さまの供給地点を供給区域とする一般送配電事業者ごとに、次のとおりといたします。

供給区域	係数			燃料価格 X	基準単価
	α	β	γ		
九州電力送配電株式会社	0.0023	0.0793	1.3216	18,500	18 銭 6 厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

※上記供給区域は一般送配電事業者の供給区域と同一のものとします。

※上記の各一般電気事業者は、事業の全部の譲渡、合併または会社分割（一般送配電事業の全部を承継させるものに限ります。）によって一般送配電事業を承継することについて、電気事業法に基づく認可を受けてこの一般送配電事業を承継した会社を含みます。本約款において同様とします。

別表：離島ユニバーサル調整単価算出係数等

供給区域	係数			燃料価格 X	基準単価
	α	β	γ		
九州電力送配電株式会社	1.0000	0.0000	0.0000	52,500	3 厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

※上記供給区域は一般送配電事業者等の供給区域と同一のものとします。

※上記供給区域は一般送配電事業者の供給区域と同一のものとします。
※上記の各一般電気事業者は、事業の全部の譲渡、合併または会社分割（一般送配電事業の全部を承継させるものに限ります。）によって一般送配電事業を承継することについて、電気事業法に基づく認可を受けてこの一般送配電事業を承継した会社を含みます。本約款において同様とします。

※上記の各一般電気事業者は、事業の全部の譲渡、合併または会社分割（一般送配電事業の全部を承継させるものに限ります。）によって一般送配電事業を承継することについて、電気事業法に基づく認可を受けてこの一般送配電事業を承継した会社を含みます。本約款において同様とします。

別紙 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）

3. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間
再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、納付金単価を定める告示がなされた年の **4月の計量日からその翌年の4月の計量日の前日** までの期間に使用される電気に適用します。

別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）

3. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間
再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、納付金単価を定める告示がなされた年の **5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期** までの期間に使用される電気に適用します。

付則

本約款は、202**5**年4月1日より適用する。

- 2016年4月1日 制定
- 2017年8月1日 改定
- 2017年10月1日改定
- 2018年6月25日改定
- 2019年4月1日 改定
- 2019年10月1日改定
- 2020年4月1日改定（一般送配電事業の分社化に伴い改定）
- 2020年11月1日改定
- 2022年4月1日改定
- 2022年8月1日改定
- 2025年4月1日改定

付則

本約款は、202**6**年4月1日より適用する。

- 2016年4月1日 制定
- 2017年8月1日 改定
- 2017年10月1日改定
- 2018年6月25日改定
- 2019年4月1日 改定
- 2019年10月1日改定
- 2020年4月1日改定（一般送配電事業の分社化に伴い改定）
- 2020年11月1日改定
- 2022年4月1日改定
- 2022年8月1日改定
- 2025年4月1日改定
- 2026年4月1日改定**